



お知らせ：2回目の景観法勉強会を開催します

■昨年9月に第1回の景観法に関する勉強会を開催したところ、15名の参加をいただきました。勉強のテーマは「景観法とはどの様な趣旨のもとに、どのような枠組みで構成されているか」でしたが、報告者も参加者も始めてのことゆえ、調査すべき課題がいろいろ残りました。そこで、第2回の勉強会は前回の課題として残された「景観コントロールの効力や先行実施区市の事例など」の調査報告を中心に、私達のまちづくりの中で景観法をどのように生かしていくか、等について議論したいと思います。常盤台一・二丁目地区ではときわ台景観ガイドラインによる協議がスタートしてから2年が経過し、ガイドラインの有効性や制度上の限界などが見えてきています。将来どのような景観をめざすかは住民皆さんの意志にかかっており、景観法とガイドラインをどのように位置づけるかという問題は、ときわ台の景観管理において大変重要なテーマです。ときわ台の街並みに関心のある方は奮ってご参加下さい。

景観法勉強会・第2回

日 時：平成22年1月31日（日）10:00～12:00

場 所：常盤台集会所・2階和室（常盤台1-21-20／在宅介護支援センター2階）

テマ：景観法による景観管理の実際（景観コントロールの効力や先行実施区市の事例）

問合せ先：TEL:03-3966-9674 中島まで

板橋区景観計画素案の公表と景観シンポジウムの開催

■板橋区は効果的な景観行政を進めるため、平成23年度に景観行政団体となることを目指し、景観法に基づく「板橋区景観計画」の策定に取り組んでいます。今年に入ってから板橋区景観計画（素案）が板橋区のホームページに掲載され、皆さんからのパブリックコメントを募集しています。これを機会に、1月21日に板橋区・景観シンポジウム「私の力で芽吹く板橋区の景観づくり」が開催されました。この会場では、区側から板橋区における景観まちづくりの方針の説明や、区民代表などによるパネルディスカッションがあり、ときわ台しゃれ街協議会からもパネリストとして出席しました。

■板橋区景観計画素案では、板橋崖線軸地区（高島平の斜面）と石神井川軸地区（石神井川沿い）の2地区を景観形成重点地区としています。この素案では常盤台一・二丁目地区は景観形成重点地区（候補地区）になっており、合意形成ができれば景観形成重点地区に加えられることが可能です。このように板橋区の景観行政への取り組みは着々と進んでおり、ときわ台の景観整備を進める有効な手段だらうと感じたところです。現在実施している「景観ガイドラインによる協議」と景観重点地区的比較等、どのようなまちづくりをめざし、どのような形で板橋区の景観行政に参加するか、等、勉強しましょう。

.....ときわ台景観ガイドライン管理・2年間の報告.....

★2007年11月に知事承認による発効をうけて、2008年1月から「ときわ台景観ガイドライン（以下、単にガイドラインと表記）」の協議を開始してから2年が経過しました。この間68件の協議を実施することで、ガイドラインの効果と課題が見えてきました。この欄では、2年間を通じて感じる「ガイドラインの効果と課題」を総括してみます

<ガイドラインの周知について>

- ・常盤台一・二丁目地区には「景観ガイドラインが存在し、住宅新築や敷地分割等を行う場合には協議が必要である」ことについては、かなり情報が浸透したようです。まだ、具体的にルールの内容について充分浸透したとは言えない状況ですが、「ガイドラインの存在自体は認知されている」状況で、まずまずと思います。
- ・大手ハウスメーカーや地元関係者の方々にはガイドラインの内容をしっかりと把握されている方が多いようですが、地域外のディベロッパーや地元住民の方はもう一步という状況です。
- ・解体や駐車場整備などの場合には板橋区の窓口でガイドラインの協議を教えてられて、初めて気がつく事例が多いようです。板橋区都市計画行政との連携の重要さを感じています。

<ルールの遵守について>

- ・協議は直接お会いして、面談で実施しています。大部分の方は協議の場を通じてガイドラインの趣旨を理解して、協議会の要請を受け入れていただいていますが、例外的に「街並みの調和など自分には関係ない」と敵対的姿勢を崩さない事業者がいます。
- ・「みどりの保全または増加」はガイドラインが目指す大切なテーマですが、まだ充分受け入れられたとは思えません。昨年3月に作成・配布した「みどりのガイドブック（小冊子）」はこの問題に対する切り札的存在ですが、その効果が現れるにはもう少し時間がかかりそうです。
- ・「まちなみの調和」では建物の高さ（階数）について、話し合いが成立しない案件が発生しました。「階数を下げても容積率は消化できる方法」を逆提案して協議しましたが、だめでした。

<法的拘束力の壁について>

- ・ガイドラインは「条例に基づく知事の指導」が最後の拠りどころですが、法的な排除権限等はありません。多くの方はガイドラインの趣旨を理解し協力的で、法的拘束力を考える必要はありませんが、不理解・非協力に対しては打つ手がなく、無力を痛感しています。

<運用上の課題について>

- ・協議案件の多くは満足のいく結果ですが、最終的に協議結果通りに施工されていることの確認はなされていません。同意書を発効する際に「竣工写真を出して下さい」とお願いしていますが、竣工写真が提出された案件はゼロに近い状況です。定期的な巡回確認等を検討中です。

ときわ台景観ガイドラインの協議件数（2008年1月～2009年12月末までの実績）

問合せ、協議総件数	敷地分割	解体	新築	増築	駐車場整備	その他
68(複数該当あり)	14	15	37	1	6	4

しゃれ街ニュース26号 発行：2010年1月 NPO法人 ときわ台しゃれ街協議会
〒174-0071 板橋区常盤台1-8-2 常盤台一・二丁目町会事務所内 FAX 03-5392-3068
Eメール：sharemachi@hotmail.com ホームページ：<http://www.geocities.jp/sharemachi/>

★みどりのガイドブックを希望者にさしあげます／昨年、編集・配布したみどりのガイドブックは大変好評です。まだ余部があります。ご希望の方には差し上げますので、お申し入れ下さい。